

# 週報

国際ロータリー第 2660 地区

令和 4 年 11 月 29 日



## 豊中ロータリークラブ

第 2957 例会

第 2552 号

広めよう ロータリーの心 地域とともに

創立 1959 年 6 月 16 日

2022~23 年度  
国際ロータリー会長  
ジェニファー E. ジョーンズ  
(Windsor-Roseland RC)



2022.7~2023.6  
会 長 都井正剛  
副 会 長 武枝敏之  
幹 事 岩本洋子  
雑誌・広報・会報委員長  
澤木政光

本日（11月29日）のプログラム

次回（12月6日）のプログラム

「私のふるさと」

「新会員自己紹介」

元豊中 RC 奨学生：Emre Yesil

藤田 充男 新会員

卓話担当：宮田幹二

### ☆会長の時間☆

「11月1日定例理事会報告」

2022-23 年度 会長 都井正剛

選考委員会が都井、岩本、松山、武枝、宮田、真下、小川の 7 会員に決まりました。

ガバナーの公式訪問と合同例会についての反省点としてガバナーの公式訪問でニコニコが少なかったため、これから今年度の目標額が達成されるか注意する必要があるとの意見が出ました。

その他 SAA 用シナリオと進行プログラムが食い違っていたこと、ソングリーダーの声がマイクに入らなかったこと、マイクの音が聞こえないときがあったこと、花束贈呈や写真撮影でも少し不手際があったことなどがあり、ガバナー訪問と合同例会が重なるときなど初めてのことであった場合、打ち合わせのときから SAA が参加したほうがよいなど松山会員に提案していただきました。

武枝副会長からホームページのプロへの委託とバナーの更新について提案をしていただき、検討していくことにしました。

来年度原会員が米山関連の委員会、松本拓朗会員が職業奉仕委員会に 2660 地区出向する予定です。

四つのテスト 1. 真実かどうか 2. みんなに公平か 3. 好意と友情を深めるか 4. みんなのためになるかどうか

事務局・例会場：〒560-0021 豊中市本町 3 丁目 1 番 16 号 ホテル アイボリー内  
TEL 06-6858-1551 FAX 06-6857-0011  
例 会 日 時：毎週火曜日 12 時 30 分より  
事 務 局：10 時～16 時（土日祝を除く）  
H P ア ド レ ス：www.sun-inet.or.jp/~jtrc2660/  
メー ル ア ド レ ス：[jtrc2660@sun-inet.or.jp](mailto:jtrc2660@sun-inet.or.jp)

## 例会出席報告☆

	第2956回	第2953回
例会日	11月20日	10月25日
① 会員数 A	34	33
(内出席免除者)	8	8
② 出席義務者数	26	25
③ 出席義務者出席数	13	19
④ 出席免除者出席数	2	4
⑤ メイクアップ数		0
⑥ 出席義務者欠席数	13	6
出席率 %	53.57%	79.31%

出席率 (2956回) ③+④/②+④ 出席率 (2953回) ③+④+⑤/②+④

## 幹事報告

- ・国際ロータリー日本事務局より  
岩本会員に PHF (ポール・ハリス・フェロー) 4 回目、  
中井会員に PHF3 回目、小寺会員に PHF2 回目のバッジが届きました。
- ・国際ロータリー第 2660 地区より  
「オンライン職業奉仕セミナーのご案内」が届きました。  
「米山学友会クリスマス交流会開催のお知らせ」が届きました。  
「ガバナーノミニー・デジグネート選出通知」が届きました。
- ・大阪梅田ロータリークラブより  
「IM 第 1 組 FR (フレッシュロータリアン) 研修交流会のご案内」が届きました。

## 掲 示 板

- ・第 6 回定例理事会  
日 時：12月6日(火) 例会終了後  
場 所：ホテルアイボリー3F 例会場前
- ・年次総会  
日 時：12月6日(火) 例会時  
場 所：ホテルアイボリー3F 例会場
- ・第 1 回被選理事会  
日 時：12月6日(火) 例会終了後  
場 所：ホテルアイボリー 例会場前
- ・地区大会  
日 時：1日目 12月16日(金) 2日目 12月17日(土)
- ・年末家族会  
日 時：12月10日(土) 17:45 受付 18:00 開始  
場 所：ホテル阪急インターナショナル  
※ご出欠は必ず12月3日までにお願い致します。  
お子様のプレゼントは12月6日までに事務局にお届けください。それ以降に関しましては、当日にお名前をご記入の上、お持ちいただきますようお願い致します。
- ・ニコニコクイズ  
日 時：12月20日(火) 例会時  
場 所：ホテルアイボリー3F 例会場

## 職場体験と秋の家族会

11月20日(日)に開催いたしました“職場体験と秋の家族会”には、たくさんの会員の皆様とご家族にご参加頂き有難うございました。

香雪美術館では伊勢物語に関わる重要な色紙絵と写本を、逸翁美術館では、日本の食器のみならず、中国や東南アジア、ヨーロッパなど様々な地域の食器を、また茶懐石に用いられた器も展示されておりました。懇親会は、阪急グループの創業者・小林一三の旧邸「雅俗山荘」でフレンチを、特別な空間で、至極のフレンチキュージーヌを皆様と共に楽しくいただきました。

心よりお礼申し上げます。

職業奉仕委員長 村司辰朗  
親睦委員長 豊島了雄



雅俗山荘にて

## 新会員歓迎会



志村会員



立石会員



藤田会員

おめでとうございます！

「最近、何かと話題の相続（贈与）について」

卓話担当：立石 渡



相続対策は、大きく分けて3つあると考えています。

一つ目は、納税資金の準備についての対応です。こちらは相続税の納税に必要な資金を、事前に準備することです。ご資産の割合が不動産に偏っている場合は不動産を生前に整理しキャッシュ化すること等、資金確保を検討する必要があります。

二つ目は、遺産分割への対応です。こちらは「誰に」「何を」「どのくらい」遺したいのか、を決めることです。一般的には遺言や、生命保険の死亡保険金受取の機能を使って、残したい方を指名して資産を承継します。

三つ目は、相続税への対応です。こちらは相続税を支払う可能性がある、遺されたご家族の負担を軽減するために準備することです。教育資金贈与や生命保険の死亡保険金の非課税枠を使用したりすること等があげられます。

相続税や贈与税については、2015年に税制改正がありました。相続税の改正点は大きく分けて2つあります。

1つ目は、基礎控除額が4割引き下げになりました。2つ目は最高税率が55%に引き上げになりました。贈与税についても、大きく分けて2つの改正点があります。1つ目は20歳以上の直系卑属、つまりはお子さまやお孫さまへの暦年贈与の税率構造を緩和したこと、2つ目は相続時精算課税制度の受贈者を、お子さまだけでなくお孫さままで対象を拡大しました。同税制改正前の2014年では、相続税の課税対象者は4.4%でしたが、2020年のデータでは、8.8%と約2倍になっています。具体的な数字を申し上げますと、2020年中に亡くなられた方は約137万人、そのうち相続税の課税対象となった人の人数は約12万人です。実際にその年度に相続税を納税した人数を比較すると、税制改正前は約13万人だったのが、税制改正後には約26万人と、大幅に増加したことが分かります。

一般的には、相続税の負担は二次相続の場合のほうが大きいと言われています。一次相続は、夫婦が二人ともお元気な状態からどちらか片方が先に亡くなることです。二次相続は、その次に起こる相続です。一次相続の場合は、配偶者の税額軽減などが使えますが、二次相続の場合は配偶者がいらっしゃらないので、お子さまのみに相続税負担がかかります。よって、二次相続を踏まえた検討をされる方が多くいらっしゃいます。

最後に、暦年贈与について説明します。暦年贈与とは、毎年1月1日から12月31日までの間に、贈与を受けた方が贈与を受けた財産の合計額にあわせて課税される制度です。年間の基礎控除額が110万円ありますので、贈与を受けた財産の合計額が110万円以内であれば、贈与税はかかりません。特徴としては、あげる方の意思でのこしたいお子さまやお孫さまに資金を渡すことができる、ということがあげられます。しかし、相続が発生する3年前に被相続人からもらった財産は、相続税の課税対象となりますので留意が必要です。

昨今は、相続税・贈与税の一体課税について何かと話題となっていますが、今後の動向に留意していきましょう。